

## 食の安全推進のための意見交換会議事録

平成 21 年 11 月 17 日(火)

県庁西館 4 階 第 1 会議室 A

（出席者から出された質疑及び  
意見を中心として）

発言者	内容及び回答	措置状況
【議題 1】	アクションプラン進行状況（事務局）	
【議題 2】	「食品の安全・安心」に関する意識調査結果（事務局）	
（静岡県立 大学）	<p>県民の食の安全性への意識が良くなっていることは昨年の資料と比較して分かる。この資料は静岡県内のものだと思うが他の都道府県と比較して静岡県の県民の意識はどうかといった比較をしたことはあるか。</p> <p style="text-align: center;">（事務局）</p> <p>残念ながら現在まで他県との比較は実施していない。今後検討してみたいと思う。</p>	
（静岡県立 大学）	<p>静岡県の自給率はカロリーベースで 17～18%であって、全国平均の 40～41%と比べて低く、静岡県はそれだけ付加価値の高い農産物を栽培していることになると思う。お茶の中の農薬にしても関心が高く、農薬のことをはじめ、様々なことが商品価値につながっていく状況がある。このようにカロリーは低いけれども付加価値の高い生産物が多い中で、食の安全性への意識が改善したことは良い傾向だと思ったのだが、全国平均などとの比較もしてはどうかと思う。</p>	

<p>(消費者 団体連盟)</p>	<p>資料 13 ページの調査結果について、「(4)食品表示が信頼できないと 考えている食品」として「加工食品」や「冷凍食品」が、「(5)食品表示が 信頼できないとされる内容」として「原産地」や「原材料」といった項目 が上位に挙がっているが、この調査結果に基づいて県では信頼でき ないものがあるかどうかの調査をしたことはあるか。この調査結果は消 費者が漠然と感じているのか、今まで新聞やテレビで騒がれたこともあ り、このように感じているのかとも思うが、具体的な調査結果等があれ ばお示しいただきたい。例えば、加工食品に対して不信を抱いている 人が多いが、加工食品で具体的に表示が不適切だったという事実は あるか。</p> <p>(県民生活室)</p> <p>調査結果を受けてのあらためての調査はしていないが、加工食品や 水産物については心配しているという声が多く、そのような食品に集中 して、食品表示実態調査を実施している。特に加工品では県の特産 品の加工品といったものを中心に調査している。</p>
<p>(消費者団 体連盟)</p>	<p>資料 14 ページの調査結果の「(7)食品の安全・安心の確保に向けて県 が力を入れるべきこと」で、情報提供が高くなっている。私はインター ネットを使うが、インターネットだけでは幅広い人に伝えることはでき ないことも多いと思うが、県としてインターネット以外の方法ではどのよう な情報提供をしているか伺いたい。</p> <p>(県民生活室)</p> <p>食品表示についての情報提供としては、基本的なものとしては「くらし のめ」や「県民だより」、県の広報番組などを活用している。その他では 県の職員が業者の団体に呼ばれて研修会を実施したり、高校生や中 学生に対しては食品表示を含めた消費生活全般について話をする機 会を設けて情報提供するように努めている。また、本年度は消費者行 政活性化基金という国の基金を活用して、消費者団体や生協連合会 の皆さんに委託事業として食品表示などについての説明会や勉強会 をより身近なところで数多く細かくやっていただいている。</p>

	<p>(事務局)</p> <p>食品衛生に関しては、本日の意見交換会や、BSEのリスク評価の講習会を企画しているほか、各保健所では衛生講習会を開催している。また、監視指導の際にチラシを作成して食品業者の方へ配布して、それを使った現場でのミニ講習会などを実施している。</p>	
【議題3】	<p>食の安全推進に関する主要事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全推進に関するタウンミーティング開催状況について</li> </ul> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示適正化の推進(県民生活室)</li> <li>・しずおか農水産物認証制度(マーケティング室)</li> <li>・農薬の適正使用指導について(農山村共生室)</li> <li>・有機農業の推進(農山村共生室)</li> <li>・BSE検査の実施状況について(畜産振興室、事務局)</li> </ul>	
(消費者団体連盟)	<p>15ページの資料4 タウンミーティングの開催状況で、県内での参加人数が全部で104名との報告があった。一番多いところで36名とのことで、報告の中でも人数が妥当なのかどうかという話だったが、私にはあまりに少ないように感じられる。せっかくやるタウンミーティングであるから参加者が増える工夫をするように要望したい。それと、このタウンミーティングで出た意見あるいはそれに対する回答を参加出来なかった幼稚園等に何らかの方法で報告しているのか、又はその内容の載った冊子の配布等をしているかをお伺いしたい。</p> <p>(事務局)</p> <p>各会場の参加者が18名、36名、21名、29名と少ないように思っている。この原因のひとつとしては、幼稚園の保護者ということで選定している関係上、それほど多くならないということがある。幼稚園の講堂を使ったり、隣の公民館を使ったりしてやっており、協力していただけるように努力はしているものの、集まっていたいただいた成果がこのような状況になっている。一般公募も含めて集めてはどうかという考えや、あるいは幼稚園の保育さん達にも教育してほしいという要望も含め、試行錯誤をしている状況にある。</p>	

	<p>今後、出来るだけ多くの方の意見を伺うという点からは人数が多いことが望ましいため、何らかの努力をしていきたいと思う。次にフィードバックについてだが、事前に参加者及びその幼稚園で当日参加出来ない方にアンケートを依頼して、質問等を承っている。その点については、現場で回答するものもあるが、関係室との調整が必要なものは後日書にて幼稚園へ回答するようにしている。その他についてはインターネットに掲載する等が現状である。</p>	
(牛乳協会)	<p>資料 16 ページに食品表示実態調査とあるが、ここで国等が調査・監視したものは 20 年度から 21 年度にかけて半数ほどに減っている。これは必要がないと判断して減らしたのか、もしくは時間がなくて出来なかったのか、何か理由があるのか。</p> <p>(県民生活室)</p> <p>この資料の 21 年度の数字は年度途中のものであるため、年度末には昨年度並みの数字になる見込みである。</p>	
(消費者団体連盟)	<p>資料 4 のタウンミーティングについてだが、これを見るとどの会場も 1 時間半での開催になっている。実際に私は袋井市で開催された際に参加したが、幼稚園のお母さん方は本当に若い女性ばかりだった。そんなお母さん方に対して様々な行政の方が入れ替わり立ち替わりどんどん説明をしている状況で、お母さん方はそのようなことに慣れていないし、資料を見ながら「ふーん」と言っているだけで、本当にどこまで理解出来ているのかなという印象を受けた。やはり、子どもが幼稚園に行っているような若い女性たちなので慣れていないし、だんだん話し合っていけば質問が出てきたり疑問が出てきたりするのではないかと感じた。時間も短いし人数も少ないし、私は 1 時間半で終わるのであれば、その後で隣の公民館でもう一回やるのかなと思ったほどだった。</p>	

	<p>(事務局)</p> <p>今後の参考にさせていただきたい。タウンミーティング開催後のアンケートの中でも、もっと時間がほしいという意見もあれば、逆に長すぎるという意見もあった。そのあたりを含め、意義あるタウンミーティングになるように事務局でも考えていきたい。</p>	
<p>(消費者団体連盟)</p>	<p>まず、同じく 15 ページのタウンミーティング資料の中で主な質問・意見等とあるが、これに対してどのような回答をしたのかもしくは回答するつもりなのか、私も関心があるので教えていただきたい。それと、若いお母さんやお父さんにとっては大切なことかと思う、人数は多ければ多いに越したことはないが、少なくとも参加した人から広がっていくことも期待できるので是非続けていただきたい。次に、有機農業についてお礼を言いたい、今年度の消費者団体連盟事業として、有機農家との交流をした。お互いに理解を深めるためには現地を見て、生産者・販売業者・行政と話し合いをしなければならないと考え、県に依頼して東部・中部・西部と現地視察及び交流会をしていただいた。有機農業に対してまだまだ難しいのではないかという意見を持つ消費者もいるし、値段があまり高くは買えないということもある。そのような中で有機農家の皆さんと交流することで目からウロコということもあった。特に東部の有機農家のミヤタさんのお宅では、ここ数年、温暖化の影響が大きくなってきて、農作業の時期も変わってきている、気候の変化や毎日の天気の状態を考えながらこの作物はいつどのような作業をしなければならないか、今年大豆をついたら次の年は何をつくれれば虫や病気にやられにくいのか、同じ年でも隣の畑では何をつくれれば互いに活かし合えるかといった研究もしているとのことだった。草を雑草と呼ばずに草、虫を害虫と呼ばずに虫として、草と虫と作物と人間とが共生していく、かつ収量もそれほど減らない、そういう農家として御自身がやっていると聞いたときに、有機農家、有機農業そのものだなと大変感銘を受けた。他の参加者も有機農業の本筋・本流はこういうことであって、何とか支えていかなくてはと感じたようだった。中部や西部ではお茶農家や野菜農家を見学した。</p>	

それぞれ農家の皆さんは消費者に安全で安心できるものを届けたいと大変苦労されている。佐野ファームさんではハウスの中で野菜を栽培していたが、周りの農家が除草剤を使っているということだった。佐野ファームさんで周りの草を刈るなどをして環境を整備した方がもっと信頼を得て繁栄につながるのではないかと伝えた。

本当に農家の方は一所懸命で、販売業者もあまり儲からなくても消費者に手の届きやすい値段で提供するように努力しているのが分かった。一方では有機ということだけで高く売れるとして不当に価格を吊り上げる人もいる、静岡県ではないが中にはそういう人もいるという話もあり、適正価格で消費者に提供していただくようお願いした。私どもに協力いただき、理解を深めることが出来たので改めてお礼を申し上げる。それと、BSEの関係で平成22年度の検査は静岡県ではどのようにするか教えていただきたい。

(事務局)

まず、資料4のタウンミーティングで出た主な質問・意見への回答についてだが、私から分かる範囲でお答えして、担当室から補足させていただく。一つ目の「野菜・果物などの残留農薬の問題が気になります。仮に残っていても中性洗剤等で洗えば大丈夫でしょうか。目に見えないものなので心配です。」という質問に対しては、農薬にはいわゆる防除基準があるため、その防除基準に基づいて農林事務所が中心となって適正な農薬使用方法などを指導している。その指導どおりに農家が農薬を使用していれば食品衛生法という規格基準に違反することはなく、その防除基準は厚生労働省と農林水産省で相議して決めていると回答した。また、中性洗剤の使用については、仮に基準値以下の農薬が野菜等の表面に残っていたとして、中性洗剤を用いて洗ったら、農薬の残っている量はさらに減ることになる。ただし、今度は中性洗剤にその使い方が決められており、濃度等を守って正しく使う必要があるとお答えした。

次に三つ目の「スーパー等で包装されていない食品が段積みされているのを見かけますが、どのような規制になっているのでしょうか。」という質問では、食品衛生法ではいわゆる見込み包装、その日のうちに販売できて、そこに店員がいる場合、食品の表示についての義務付けはなく、必要であれば店員に原材料等については聞いていただくようお願いした。ただし、消費者の方が食品を選択するためには表示は必要なものであるため、例えば店頭ポップ等で名称や原材料を分かりやすくするように業界へは機会あるごとに消費者からの要望として伝えていくとお答えした。また、中部では「移動販売車で生鮮食品、魚、魚肉練り製品等を積んで販売する際の安全面、衛生管理はどのようになっていますか。」という質問が出た。移動販売では、車で飲食店をやっている方、菓子製造業をやっている方、それから包装食肉や包装魚介類や牛乳を販売している方がいる。このようなものを販売する方は、食品衛生法で許可を取る必要がある。そのため、施設基準に則って移動販売の車は作られている。許可の更新は大体5年程度、5年のものが一番多く、5年ごとに許可の切り替えを行っている。さらに監視指導は、毎年1回はやりきれないため、2年に1回の割合で調査・指導をしている。私たちが出かけていく場合とその自動車の業者が保健所に車を持って来て、保健所で調査をする場合がある。といった回答をした。それから、「食肉加工センターで全頭検査、または一部抜き取り検査を実施しているとのことですが、抜き取り検査というのは何頭にどのくらいという決まりはあるのでしょうか。」という質問だが、これは豚や牛をと殺、解体している食肉センターでのお肉の抜き取り検査について、抗菌性物質、動物性医薬品の残留などが気になる方から、検査はきちんとやっているのかというものだった。全部の牛を対象とした残留抗菌性物質の検査は不可能であるため、農家ごとの抜き取り検査などはやっているが、検査数としてはわずかな件数である。とお答えした。タウンミーティングの会場へは細かいデータを持って行っていなかったため、何件の検査をしているという説明は出来なかった。今日は資料があるので後ほど食肉衛生検査所で肉の検査を何件しているか報告出来ると思う。

それから、「夏に葉物野菜には多量の農薬を使用するので、夏場は買わないほうが良いと言われていますがどうなのでしょう。」という質問に対しては担当室から願います。関連して冷凍食品の栄養価、自分で食品を冷凍した場合 栄養は損なわれるのでしょうかといった質問があった。これはちょうど資料があったため、国民生活検査センターのホームページから出した資料だったが、冷凍することによって栄養が損なわれることは思うほどではないので、旬のときに冷凍すればいいのではないかとお答えした。

(事務局)

事務局で記録している議事録があるので、引き続き、残りの質問についても事務局から報告する。

二つ目の「なぜ、米の減反をするのでしょうか。自給率を 100%にするためには不要だと思うのですが。」という質問には、米の価格の安定化を図るために減反をして調整をしなければならないということ、それと海外から米を輸入することが決められているため自給率を 100%にすることは出来ない状況にあることを回答した。

(県民生活室)

「果汁 100%の表示について、果汁全部をしぼったものを 100%なのか、水で薄めてあるが水分を除いたら 100%果汁である場合でも果汁 100%でしょうか。」という質問については、100%の表示は、食品表示がジュースであれば100%果汁のみを言い、さらに100%果汁でもストレートか濃縮還元かという表示が必ずカッコ書きで書かれているのでそれを参考にしていきたい。それと 100%でないものはジュースとは言わずに清涼飲料水と書かれている。とお答えした。

	<p>(事務局)</p> <p>それと、「夏に葉物野菜には多量の農薬を使用するので、夏場は買わないほうが良いと言われていますがどうなのでしょう。」については、夏、冬に関係なく農薬には使用制限、出荷前の基準、あるいは使用基準が定められているので心配ないため、野菜は旬のものが一番いいと思う。と回答した。</p> <p>それから、食肉加工センターでの抜き取り検査は、全体で140くらいの検査をしている。食肉衛生検査所だけではそれより少ないが、県全体では140検体の抗菌性物質の検査をしている。</p>	
<p>(牛乳協会)</p>	<p>残留農薬の件だが、使用者や販売者に講習会や指導をしているというのは結構なことだと思う。ただ、この人たちに指導をして講習会をして、完璧ですということでもいいのか。実際に出来た生産物、葉物に限らず農薬を使用するものについて、その後の検査は大丈夫だからやらないということなのか、抜き取りなどで多少なりとも検査しているのか、どちらなのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>生産段階では農林事務所を中心とした指導を行っている。市場における調理加工段階あるいは販売段階では厚生部で抜き取り検査を実施している。抜き取り検査の状況は、手元の資料によると、20年度の収去実績は国内産が4,048検体、そのうち県内産が3,241検体となっており、抜き取り検査する中の約7割が県内産となっている。それから、県外のもので県内流通しているものの検査が、18%で2割程度、輸入食品が全体の10%、451検体となっている。その中で、農産食品の残留農薬検査は国内では30検体、項目数としては4,590項目実施している。検査数は、まだまだ少ないという状況だが、農水部局とも相談して県内産品検体数を増やして検査を強化していきたい。</p>	

	<p>(農山村共生室)</p> <p>今の点について、生産サイドより説明する。P19の農薬の使用について完璧か、P15の夏物について買わない方がいいか、という質問だが、農薬は、作物別に農薬が指定されている。撒いた直後は当然ながら葉に農薬が着くが、雨や風、日照によって空気と混ざっていき、一定の時間が経つと消えていく。そのため、使用方法が守られれば安全と考えられる。ただ、今の質問ではその後の飛散等もありうるので、別の意味でのチェックをしているかということだと思うが、その点は事務局の説明のとおりになる。あわせて、有機農業の推進については、私どもこそ御協力いただき感謝している。今年が1年目だが、今後とも有機農業者には消費者の気持ちを理解しながら作ってもらえるように、消費者には有機農業というものがどのようにして行われているかということをお互いに理解してもらい、さらに流通業者も関係してくるという状況で、積極的にお互いを理解できる背景を作らなければならないと考えているので、引き続き御協力いただきたい。また、5年間の目標の中、有機の農産物を欲しがる人は多いとは言えないが、必ずいる。そのため、どこに行けば必ずあるという形をつくっていきたいと考えているので、また、御意見やお気づきの点があれば、私どもの室まで御連絡いただきたいと思う。</p>	
(消費者団体連盟)	<p>今の農薬の関係だが、ゴルフ場の農薬安全使用指導の推進とあるが、私は磐田市在住で、茶農家の方たちの畑は上の方にあり、茶畑の農薬が地表から下へ流れて出ていくため、水質に窒素が増えて、そこからの上水道の取水が出来なくなるという話を聞いた。ゴルフ場もやはり山の上であり、調整池にだけ流れ込むのではなく、地下にも流れ込んでいると思うが、水質基準への影響を教えてください。</p>	

(農山村共生室)

20 年くらい前に非常に大きな問題になった。農薬と言っているがゴルフ場では農薬ではなく、ただの薬。しかしながら、一番合理的ということで、農業部門が水系、水の流れるところのポイントでチェックをやった。当時はやはり農薬が検出されていたと記憶している。現在もゴルフ場から流れ出る河川や水系ごとに検査をしており、ここ記憶のある範囲では問題がある事例はないので安心いただきたい。

(事務局)

BSE 検査についてだが、先ほど説明したとおり、既に畜産県である鹿児島県や岩手県を含めた 17 県で 22 年度も全頭検査を継続することである。本県もこれから議会等があるが、それだけの県が続行の意向であるので、本県が先行して 20 ヶ月齢以下の BSE 検査を中止することは、業界の風評被害や消費者の不安などを考えると、とても出来ない、22 年度も全頭検査を継続する方向で考えている。ただし、今後の他県の状況や皆さんの意見等を参考にしながら最終的には決定していきたいと考えている。

それから、先ほど出た食肉の収去検査、抜き取り検査だが、県が所管すると畜場と食鳥処理場では、20 年度の検査実績で牛肉は 190 検体、豚肉で 276 検体、鶏が 91 検体、合計で 557 検体の抜き取り検査をしている。抗生物質の成分はテトラサイクリン系を 5 項目、合成抗菌剤はスルファジミジン関係の 13 成分を検査、寄生虫関係では寄生虫薬を、農薬関係で 3 項目を検査している。農林水産部局から、実際に治療薬として使われているもの、あるいは飼料添加剤として使われているもの、農薬では牧草に使われているようなものなどの情報提供を受け、その情報に基づいて厚生部で項目を決定して検査している。これらも、県内産品、県内畜産物であるので検体数を少しでも増やしていきたいと思う。

(静岡県立大学)	<p>タウンミーティングについては昨年も意見が出ており、今年も意見が出ている。このままでは、来年も意見が出るのではないのかと思う。ちょっとアイデアがあるのだが、本県には沼津高専を含め、短期大学と四年制大学をあわせて22の大学がある。こちらの三輪先生も食品関係で、私も食品関係の薬学であるが、大学では毎年いろいろなイベント、例えば、大学祭や文化祭が行われる。本学の場合は先日、10月31日、11月1日と大学祭があったが、一般の人も模擬店を出したり、イベントをやるのに場所を貸している。そのためか、小学生や幼稚園をはじめとして家族連れで何千人と来場がある。そういったイベントなどで例えば大学もいっしょになり、食の安心・安全、それともう一つ食育を取り上げてはどうか。今の若い人は食生活が悪いので将来の生活習慣病を考えると今から取組まないと心配である。静岡では22大学でゆるやかな連携として、大学ネットワーク静岡という連携を作っている。私が今、副会長をやっているが、そこを通じて情報を流すことも出来る。大学も何か静岡県民のためにお役に立てればという発想があり、本来は学問的なものだが、学生の食生活のことも考えて、うまく機能すれば何かできそうだと考えた。是非、鈴木局長、藤井室長と相談しながら次年度においては大学も何か協力出来ればと思う。三輪先生とも相談させてもらえればと思う。</p>
(東海大学短期大学部)	<p>県立大学と比べ、当校は小さいのでそんなに何千人も集まる場所ではないが、やはり大学が持っている専門知識等を社会に還元することも大学の使命だと思う。もし協力出来ることがあればやっていきたい。</p> <p>(事務局)</p> <p>御意見について検討させていただきたい。</p>